

令和元年第6回農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和元年6月28日(金) 午後4時00分～
2. 開催場所 宇土市役所 防災棟会議室
3. 出席委員(12人)
農業委員 金田 起代子 中山 一一 谷山 次則 佃 正人
田代 洋一 齊藤 英次 境 良一 本田 孝徳
山本 賢一 太田 桂子 佐美三 守 堀 城
4. 欠席委員 無し
5. 議事録署名者指名 田代 洋一 議長
議事録署名委員 谷山 次則 佃 正人
6. 議 事
 - (1) 議案 第21号 農地法第3条の規定による許可申請審議について
 - (2) 議案 第22号 農地法第5条の規定による許可申請審議について
 - (3) 議案 第23号 農用地利用集積計画の同意について

伊藤局長 皆さんこんにちは。本日はお忙しい中お集まりいただき、ありがとうございます。それでは定刻となりましたので令和元年第6回の通常総会を開催いたします。
本日の、農業委員さんの出席者は12名全員出席ということで、本日の総会が成立したことをご報告いたします。
それでは、次第に沿って進めさせていただきます。開会にあたりまして、田代会長からご挨拶をお願いいたします。

田代会長 こんにちは、皆さんお忙しい中に出席いただきましてありがとうございます。梅雨に入りまして水のないところはありませんか。私のところも田植えの真っ最中で、4日しましたけれどもあと5日ぐらいかかる予定です。天気もですね雨がひどいかと思ったら、日差しが強くてこんなに焼けてしまいました。皆さんのところも大変だとは思いますが、今日はスムーズな審議をお願いしまして、私のあいさつに代えさ

せていただきます。

伊藤局長 ありがとうございます。次に議長選出になっておりますが、宇土市農業委員会会議規則第5条により、田代会長に議長をお願いいたします。

田代議長 それでは、本日の議長を務めさせていただきます。まず、議事録署名委員の指名ですが、議長において指名するという事によろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

田代議長 それでは、谷山委員さんと佃委員さんをお願いします。
それでは、ただいまより議案審議を行います。
まず、申請書の確認委員より申請内容について説明をお願いして、後から事務局の補足説明の上、可否の判断をしていただくということになっています。確認委員さんには説明をお願いいたします。
それでは、今月の議案審議をお願いします。
議案第21号、「農地法第3条の規定による農地所有権移転等の許可申請に対する審議について」を議題といたします。

田代議長 それでは、申請番号1番について確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。

中山委員 申請番号1番について説明します。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積760㎡、耕作面積26,255㎡、申請面積は760㎡です。貸借形態は所有権(有償)です。譲受理由規模拡大、譲渡理由経営縮小、家族は3人、権利の種類は売買です。よろしくをお願いします。

田代議長 はい、委員さんの説明は終わりました。事務局から補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、1番について補足説明をさせていただきます。申請地までの通作距離は約100mで、農業経験年数は55年、農機具も所有し、主たる作物は米・トマト・豆になります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方のご意見はありますか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。申請番号2番と3番については関連する案件ですので、一括して審議を行います。確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。

中山委員 2番・3番について説明申し上げます。譲受人、譲渡人、土地の所在地は記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積130㎡、耕作面積4,832㎡、申請面積130㎡、貸借形態は所有権(有償)です。譲受理由規模拡大、譲渡理由経営縮小、家族1人、権利の種類は売買です。3番、譲受人、譲渡人、土地の所在地は記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積91㎡、耕作面積4,832㎡、申請面積91㎡、貸借形態は所有権(有償)です。譲受理由規模拡大、譲渡理由経営縮小、家族1人、権利の種類は売買です。よろしく申し上げます。

田代議長 はい、確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、2番と3番について譲受人が同一であり、関連するため一括して補足説明させていただきます。申請地は隣接地であり、通作距離は約1.8キロで、農業経験年数50年、農機具も所有し、主たる作物は、米・トマトになります。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。申請番号2番と3番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので2番と3番については承認いたします。申請番号4番・5番・6番・7番については関連する案件ですので、一括して審議を行います。確認委員は金田委員さんですので説明をお願いします。

金田委員 はい、申請番号4番から説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積4筆合計の1,321㎡、耕作面積は0、申請面積は1,321㎡、貸借形態は所有権（有償）です。譲受理由は農家創設、譲渡理由が経営縮小、家族2人、権利の種類は売買です。5番から7番につきましてまとめて説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積は3筆合計の1,927㎡、耕作面積は0、申請面積は1,927㎡、貸借形態は所有権（無償）です。譲受理由は農家創設、譲渡理由経営縮小、家族2人、権利の種類は贈与です。よろしく申し上げます。

田代議長 はい、確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、補足説明をさせていただきます。申請番号4番から7番につきましては譲受人が同一であります。申請地までの通作距離は4番は約400m、5番は約800m、6番は約300m、7番は約600mとなっております。この方は新規就農になります。農機具はリースで確保し、主たる作物は米になります。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。申請番号4番・5番・6番・7番について、委員さん方のご意見はありませんか。

委員 よろしいですか。

田代議長 どうぞ。

委員 譲受理由に農家創設になっているが、ちょっと意味合いが創設となると物を作るといった意味合いになるので、理由がおかしいのではないのでしょうか。先ほど事務局から説明があったように新規就農といった表現のほうがいいのではないのでしょうか。

事務局 新規就農といった表現が間違いないのですが、現在はシステム上農家創設しか選択できないのでご理解をお願いしたい。

田代議長 みなさんどうでしょうか。意味としては新規就農ですがシステム上こ

の表現しかできないということで同意願いませんでしょうか。

委員 もう一つよろしいでしょうか。権利の種類が贈与となっているがこれは税金等の問題で贈与になっているのかと思いますが、新規就農は大丈夫でしょうか。

事務局 以前から売買は行われていたと思われる案件です。今回農地保有の条件である3反をクリアしたため、申請に至ったのではないのでしょうか。また、本人は以前からの夢であった自分で作った米を食べたいということで、採算は度外視されていると思われます。

委員 わかりました。

田代議長 他にご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので4番・5番・6番・7番については承認いたします。

 以上で議案第21号については7件承認を得ましたので、許可書の交付を行います。次に議案第22号、「農地法第5条の規定による農地転用の権利移転を伴う許可申請に対する審議について」を議題といたします。

 申請番号1番について、確認委員は山本委員さんですので、説明をお願いします。

山本委員 1番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積が500㎡、うち転用面積500㎡。権利の種類、所有権（有償）売買です。転用目的は個人住宅111.17㎡です。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、1番について補足説明します。地図は7ページです。申請人は馬之瀬町に居住する個人で、現在借家住まいです。手狭になってきた

ため、住宅を建築する土地を探していたところ、申請地は小学校や宇土市役所網津支所に近く、住宅地に適していると考え、今回の転用申請となりました。申請地は、宇土市役所網津支所からおおむね300m以内であり、第3種農地となります。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。申請番号1番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、1番については承認をいたします。申請番号2番について説明委員は金田委員さんですので説明をお願いします。

金田委員 譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記面積は3筆合計4,304㎡。権利の種類、賃借権の設定。転用目的は店舗及び駐車場になります。よろしくをお願いします。

田代議長 委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号2番について補足説明させていただきます。地図は8ページです。申請人は福岡市博多区に本店を置き、北段原町でドラッグストアを営む法人です。申請人は、既存店を訪れる顧客から「駐車場が狭く、拡張して欲しい」との要望を受け、既存店の拡張を検討されましたが、拡張する敷地がなく、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画区域の用途地域であり、第3種農地となります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号2番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、2番については承認をいたします。申請番号3番について説明委員は金田委員さんですので説明をお願いします。

いします。

金田委員 申請番号3番について説明いたします。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田，現況田，登記面積は309㎡，うち転用面積は309㎡。権利の種類は所有権（有償）売買です。転用目的は駐車場です。よろしくお願ひします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 はい，申請番号3番について補足説明させていただきます。地図は9ページです。申請人は熊本市中央区に居住し，松原町で外国人向けの日本語教育施設を営む個人です。今回新しく社屋を建設するにあたり，その近隣で駐車場用地を探していたところ，申請地が新社屋の隣接地であり，駐車場に適していると考え，今回の転用申請となりました。申請地は，都市計画区域の用途地域であり，第3種農地となります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号3番について，委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので，3番については承認をいたします。申請番号4番について説明委員は金田委員さんですので説明をお願ひします。

金田委員 申請番号4番について説明いたします。譲受人，譲渡人，土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田，現況田，登記面積は1,871㎡，うち転用面積1,871㎡。権利の種類所有権（有償）売買です。転用目的は貸家357.60㎡です。よろしくお願ひします。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願ひします。

事務局 はい，申請番号4番について補足説明いたします。地図は10ページ

です。次の申請番号5番と隣接しておりまして、同じ場所になります
が4番が面積が広いほうになります。申請人は北段原町で不動産業等
を営む法人であり、借家の建設用途を探していたところ、申請地が商
店、学校、病院等に近く適していると考え、今回の転用申請となりま
した。申請地は、都市計画区域の用途地域であり、第3種農地となり
ます。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号4番について、委員さん
方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、4番については承認をいたします。
申請番号5番について確認委員は金田委員さんですので説明をお願い
します。

金田委員 申請番号5番について説明いたします。譲受人、譲渡人、土地の所在
地は議案書記載のとおりです。登記田、現況田、登記面積250㎡、
うち転用面積250㎡。権利の種類は所有権（有償）売買です。転用
目的個人住宅72.00㎡です。よろしく申し上げます。

田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありまし
たらお願いします。

事務局 はい、申請番号5番について補足説明させていただきます。地図は1
0ページです。面積が狭いほうが今回申請の5番になります。申請人
は北段原町に居住する個人であり、現在妻の実家に同居しています。
家族の成長に伴い手狭になったため、マイホームを建築する土地を探
していたところ申請地が通勤や買い物など住宅地に適していると考え
、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画区域の用途地
域であり、第3種農地となります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号5番について、委員さん
方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

- 田代議長 異議なしということですので、5番については承認をいたします。申請番号6番について確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。
- 中山委員 申請番号6番についてご説明申し上げます。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記田、現況畑、登記面積319㎡、うち転用面積同じく319㎡。権利の種類は使用貸借権設定です。転用目的は個人住宅86.12㎡です。よろしくお願いします。
- 田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。
- 事務局 はい、申請番号6番について補足説明させていただきます。地図は11ページです。申請人は熊本市南区に居住する個人で現在借家住まいです。家族が増えたため、住宅を建築する土地を探していたところ、申請地は保育所や実家に近く適している考え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画区域の用途地域であり、第3種農地となります。以上です。
- 田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号6番について、委員さん方のご意見はありませんか。
- 全委員 異議なし。
- 田代議長 異議なしということですので、6番については承認をいたします。申請番号7番について確認委員は中山委員さんですので説明をお願いします。
- 中山委員 申請番号7番についてご説明申し上げます。譲受人、譲渡人、土地の所在地は議案書記載のとおりです。登記畑、現況畑、登記面積499㎡、転用面積同じく499㎡。権利の種類は所有権(無償)贈与です。転用目的は個人住宅62.93㎡です。よろしくお願いします。
- 田代議長 確認委員さんの説明は終わりました。事務局より補足説明がありましたらお願いします。

事務局 はい、申請番号7番について補足説明させていただきます。地図は12ページです。申請人は現在松山町に居住する個人で借家住まいです。家族が増えたこと、また将来家族の介護をすることを念頭に、住宅を建築する土地を探していたところ、申請地は実家の隣接地であり、また、保育所や小学校に近く適している考え、今回の転用申請となりました。申請地は、都市計画区域の用途地域であり、第3種農地となります。以上です。

田代議長 事務局の補足説明は終わりました。申請番号7番について、委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしということですので、7番については承認をいたします。以上で、議案第22号については7件承認を得ましたので、申請番号1番及び3番から7番について許可書を交付し、申請番号2番については、面積が3,000㎡を超えていますので「県の常設審議委員会」に諮問をします。次に議案第23号、「農用地利用集積計画の同意について」を議題といたします。事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、説明いたします。資料の15ページをお開きください。番号36番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目は2筆とも田、合計面積3,045㎡、令和元年6月28日から令和6年6月27日までの5年間の賃借権の設定となっており、借賃は10アール当たり40,000円となっております。番号37番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積4,043㎡で、令和元年7月1日から令和6年6月30日までの5年間の賃借権の設定となり借賃は10アール当たり20,000円となっております。番号38番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積1,306㎡で令和元年6月28日から令和11年6月27日までの10年間の賃借権の再設定となっており、借賃は1筆当たり60,000円となっております。番号39番、借り手、貸し手、物件の所在は議案書記載のとおりです。地目田、面積830㎡、令和元年8月1日から令和11年7月31日までの10年間の賃借権の設定となっております。借賃は10a当たり10,0

00円となっております。次に16ページをお開きください。こちらが利用権設定等の状況一覧表となっております。続きまして17ページをお開き下さい。こちらのページ左側が今月の農用地利用権設定と所有権移転の面積となっております。合計だけを読み上げますと、利用権の設定が9,224㎡行われています。そして右側が1月からの累計となります。合計だけ読み上げますと利用権設定が118,415㎡、所有権の移転が17,076㎡となっております。以上です。

田代議長 事務局の説明は終わりました。委員さん方のご意見はありませんか。

全委員 異議なし。

田代議長 異議なしとのことで議案第23号については決定をいたします。次に報告第6号、「農地法第18条第6項の規定による農地の賃貸借等の合意解約の報告について」事務局より報告をお願いします。

事務局 報告いたします。番号1番、解約農地は議案書記載の通りで、地目田、面積2,189㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の通りで、平成31年2月7日付、借り手の変更のための解約となっております。番号2番、解約農地は議案書記載の通りで、地目は畑と田、合計面積1,463㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の通りです。平成31年3月1日付、借り手の変更のための解約となっております。番号3番、解約農地は議案書記載の通りです。地目田、面積469㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の通りです。平成31年3月31日付、借り手の変更のための解約となります。番号4番、解約農地は議案書記載の通りです。地目2筆とも畑、合計面積1,016㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の通りで、平成31年3月1日付、借り手の変更のための解約となります。番号5番、解約農地は議案書記載の通りで、地目田、面積430㎡。賃貸人、賃借人は議案書記載の通りで、平成31年3月1日付、借り手の変更のための解約となります。番号6番、解約農地は議案書記載の通りで、地目2筆とも田、合計面積470㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の通りで、平成31年3月1日付、双方の合意により解約となります。番号7番、解約農地は議案書記載の通りです。地目畑、面積665㎡です。賃貸人、賃借人は議案書記載の通りで、平成31年3月1日付、借り手の変更のための解約となっております。番号8番、解約農地は議案書記載の通りです。地目畑、

面積 378 m²で、賃貸人、賃借人は議案書記載の通りで、令和元年5月28日付、農地法第5条許可申請のための解約となっております。以上です。

田代議長 以上で報告第6号につきましては事務局の報告を終わります。次に、報告第7号「農地の許可不要転用届の報告について」を議題とします。それでは事務局から報告をお願いします。

事務局 ご報告します。番号1番、届出農地、転用者、届出理由、所有者は議案書記載の通りです。農地面積822 m²のうち195 m²を自己の農業用倉庫に転用するものです。これは農地法施行規則第29条第1項第1号において、自己所有地に設ける200 m²未満の農業用施設については、農地法第4条及び第5条の許可が不要とされていますのでご報告いたします。以上です。

田代議長 以上で報告第7号につきましては事務局の報告を終わります。以上で予定しておりました案件はすべて承認いたしました。その他、事務局から連絡事項などありましたらお願いします。

事務局 事務局からはありません。

佐美三副会長 以上で第6回農業委員会総会を閉会します。お疲れ様でした。

議 長 田代 洋一 印

議事録署名人 谷山 次則 印

議事録署名人 佃 正人 印